

1 事業名

所沢市災害対策本部条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市災害対策本部の組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

災害発生時における水道及び下水道というライフラインの確保の重要性に鑑み、新たに上下水道災害対応本部を規定する。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても災害対策本部等の設置に関する条例が定められ、必要に応じて改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

災害対策基本法、所沢市地域防災計画

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第62号 所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(部)

第3条 略

(上下水道災害対応本部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、前条に規定する部のほか、災害対策本部に上下水道災害対応本部を置くことができる。

2 上下水道災害対応本部に上下水道災害対応本部長及び上下水道災害対応本部員を置き、災害対策本部長が指名する。

3 上下水道災害対応本部長は、上下水道災害対応本部の事務を掌理する。

(災害対策支部)

第5条 略

(現地災害対策本部)

第6条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を置くことができる。

2 略

3 略

(その他)

第7条 略

(部)

第3条 略

(災害対策支部)

第4条 略

(現地災害対策本部)

第5条

略

2 略

(その他)

第6条 略